解散公告（第三回）

当組合は平成二十九年三月三十一日付神奈川県告示第一六一号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

神奈川県大和市大和東二丁目二番一号
大和駅東側第４地区市街地再開発組合
代表清算人　蒲生　文衛

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

兵庫県三木市口吉川町殿畑六三八番地
清算法人三木北部土地改良区
清算人代表　藤田　博冨

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番一一号　三共福岡ビル八階
福岡県病院厚生年金基金
代表清算人　陣内　重三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市花園町一丁目三四〇番地、最後の住所札幌市東区北二二条東一六丁目四番六号メゾンポプラ二〇五号
被相続人　亡　小比賀幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル五階　冨岡公治法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　治香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市田沢字荒町六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿蘇　善昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

山形県酒田市みずほ二丁目二〇番地六山銀みずほビル三階Ｅ　おがた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾形　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字双柳五八五番地、最後の住所埼玉県飯能市大字双柳五八五番地一
被相続人　亡　宮岡　孝直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県川越市菅原町三―六　新井賢治法律事務所
相続財産管理人　弁護士　新井　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南麻布四丁目三三番地、最後の住所東京都武蔵村山市伊奈平六丁目一四番地の二伊奈平苑　被相続人　亡　金　黎子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市立伏町九四八番地三〇九、最後の住所栃木県宇都宮市立伏町九四八番地三〇九　被相続人　亡　吉田　理志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

東京都港区芝四丁目三番一一号本芝ビル二階弁護士法人渋谷パブリック法律事務所三田支所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　千恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町西小磯一九二番地一、最後の住所横浜市港南区日野五丁目一一番二三―四〇三号　被相続人　亡　横山　幸輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

横浜市神奈川区栄町八―一ヨコハマポートサイドビル三階
相続財産管理人　弁護士　金子　祐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市田村四番地口号、最後の住所神奈川県平塚市田村六丁目二五番一八号
被相続人　亡　小菅　章行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

神奈川県平塚市紅谷町八番八号　東洋ビル二階　ひらつか西口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山辺　直義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市高津区二子二丁目二〇一番地、最後の住所川崎市高津区二子二丁目一七番五〇号　二子ハイムＡ―一〇二
被相続人　亡　加藤喜久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

川崎市中原区新丸子町九一五―二〇　三井生命武蔵小杉ビル七階　田中・石原・佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市丸山二丁目一一二六番地、最後の住所福井県福井市宝永一丁目三七番二一号
被相続人　亡　淺野　清憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

福井県福井市大手三丁目一四番一〇号ＴＭＹ大名町ビル五階
相続財産管理人　弁護士法人ふくい総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市高柳一六〇番地、最後の住所長野市伊勢宮一丁目三九番七号
被相続人　亡　臼田　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

長野県長野市県町四六〇―二長教ビル二階（二〇四）三階（三〇四）戸崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久田　道人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市榎元町二丁八〇番地、最後の住所不明
被相続人　亡　荒木　久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

大阪市中央区高麗橋二丁目四番四号公洋ビル七階
相続財産管理人　弁護士　松山　理香